

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05 - 制度 00015 沿革 平成17年9月 日 一部改正</p> <p>第1～17条（略）</p> <p>（保険金の支払の請求）</p> <p>第18条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第25条の規定に基づき別紙様式第13による貿易代金貸付保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。<u>ただし、請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、 、 、 (D)、 及び の書類の提出を要しない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">保険金請求経緯書</p> <p>(I) <u>請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、別紙様式第14による保険金請求経緯書</u></p> <p>(D) <u>請求する保険金の額が300万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類であって様式任意</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(i) 保険金請求に至る経緯</p> <p style="padding-left: 2em;">(ii) 貸付契約の相手方との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る貸付契約以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>なお、取引の状況については、本保険金請求にかかる貸付日前6月間の償還日、償還金額、支払日、支払金額、貸付日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05 - 制度 00015</p> <p>第1～17条（略）</p> <p>（保険金の支払の請求）</p> <p>第18条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第25条の規定に基づき別紙様式第13による貿易代金貸付保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">保険金請求経緯書</p> <p>(I) 保険金請求に至る経緯</p> <p>(D) 貸付契約の相手方との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る貸付契約以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）</p>

(iii) 貸付契約の相手方、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況

(iv) 貸付契約の履行に関し、貸付契約の相手方が行っているクレーム（契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況

(v) 今後の回収見通し

(vi) 延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）  
質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書

未決済額が確認できる書類

一部入金がある場合は、入金を確認できる書類

外貨建ての場合は、為替換算率証明書

保険事故を証する書類

(イ) 非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に認める書類

(ロ) 信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等）、相手方への督促状並びに今後の回収見込みを記載した書面及びそれを裏付ける書類

支払保証付案件については、その保証状の写し

（L/Gの場合には、その履行請求を行ったことを証する書類）

他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類

保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）

償還金額及び償還期限が確定していることを証する書類の写し

保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類

その他参考となる書類

(Ⅷ) 貸付契約の相手方、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況

(Ⅱ) 貸付契約の履行に関し、貸付契約の相手方が行っているクレーム（契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況

(Ⅲ) 今後の回収見通し

(Ⅳ) 延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）

質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書

未決済額が確認できる書類

一部入金がある場合は、入金を確認できる書類

外貨建ての場合は、為替換算率証明書

保険事故を証する書類

(イ) 非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に認める書類

(ロ) 信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等）、相手方への督促状並びに今後の回収見込みを記載した書面及びそれを裏付ける書類

支払保証付案件については、その保証状の写し

（L/Gの場合には、その履行請求を行ったことを証する書類）

他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類

保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）

償還金額及び償還期限が確定していることを証する書類の写し

保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類

その他参考となる書類

2 一の貸付契約について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合にあっては、同時に請求するものとする。

3 前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金の請求を行うものとする。

(保険金請求権の消滅時効の中断申請)

第19条 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第15による貿易代金貸付保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。

(償還期限前の請求)

第20条 被保険者は、約款第27条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第16による貿易代金貸付保険損失発生確認申請書に約款第3条に規定する事由の発生により償還期限までに代金等を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(回収義務の終了認定)

第21条 被保険者は、約款第31条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第17による貿易代金貸付保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日 01 制度 00058。以下「共通運用規程」という。)に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、貸付契約の相手方が同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書の詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

(回収義務の履行状況の報告)

第22条 被保険者は、約款第31条第2項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第18による貿易代金貸付保険回

2 一の貸付契約について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合にあっては、同時に請求するものとする。

3 前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金の請求を行うものとする。

(保険金請求権の消滅時効の中断申請)

第19条 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第14による貿易代金貸付保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。

(償還期限前の請求)

第20条 被保険者は、約款第27条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第15による貿易代金貸付保険損失発生確認申請書に約款第3条に規定する事由の発生により償還期限までに代金等を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(回収義務の終了認定)

第21条 被保険者は、約款第31条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第16による貿易代金貸付保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日 01 制度 00058。以下「共通運用規程」という。)に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、貸付契約の相手方が同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書の詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

(回収義務の履行状況の報告)

第22条 被保険者は、約款第31条第2項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第17による貿易代金貸付保険回

回収義務履行状況報告書に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。

2 償還期限から2年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日(次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から1年ごとに提出するものとする。

3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して共通運用規程に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったときは、別紙様式第1.8による貿易代金貸付保険回収義務履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。

4 前3項の場合において、貸付契約の相手方が同一である複数の債権について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

(回収金の納付)

第23条 被保険者は、約款第3.1条第7項の規定に基づき、回収した金額があることを通知するときは、別紙様式第1.9による貿易代金貸付保険回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。

2 被保険者は、前項の回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した回収納付金請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。

(回収に要した費用の請求)

第24条 約款第3.1条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第2.0による貿易代金貸

回収義務履行状況報告書に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。

2 償還期限から2年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日(次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から1年ごとに提出するものとする。

3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して共通運用規程に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったときは、別紙様式第1.7による貿易代金貸付保険回収義務履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。

4 前3項の場合において、貸付契約の相手方が同一である複数の債権について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

(回収金の納付)

第23条 被保険者は、約款第3.1条第7項の規定に基づき、回収した金額があることを通知するときは、別紙様式第1.8による貿易代金貸付保険回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。

2 被保険者は、前項の回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した回収納付金請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。

(回収に要した費用の請求)

第24条 約款第3.1条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第1.9による貿易代金貸

付保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(権利行使等の委任)

第25条 被保険者は、約款第31条第4項又は第32条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合(次項に規定する場合を除く。)は、別紙様式第21-1による貿易代金貸付保険権利行使等委任状に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。

2 被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式第21-2による貿易代金貸付保険権利行使等委任状(サービサー回収用)に当該債権の内容を証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(回収納付金の返還請求)

第26条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第22による貿易代金貸付保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。

(その他の通知)

第27条 被保険者は、約款第21条第1項の規定に基づき別表4に掲げる事由の発生を通知するときは、任意の様式又は電子メール若しくはファックスにより通知できるものとする。

2 約款第21条第1項及び第2項の通知又は提出に関しては、貸付契約について被保険者と協調して貸付を行う者が存在する場合であって、約款に基づく他の保険契約が締結されている場合にあっては、当該貸付契約に係る被保険者のうち一の者から通知又は提出されたことをもって、当該貸付契約に係る他の被保険者からも通知又は提出されたものとみなす。

(読替)

付保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(権利行使等の委任)

第25条 被保険者は、約款第31条第4項又は第32条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合(次項に規定する場合を除く。)は、別紙様式第20-1による貿易代金貸付保険権利行使等委任状に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。

2 被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式第20-2による貿易代金貸付保険権利行使等委任状(サービサー回収用)に当該債権の内容を証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(回収納付金の返還請求)

第26条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第21による貿易代金貸付保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。

(その他の通知)

第27条 被保険者は、約款第21条第1項の規定に基づき別表4に掲げる事由の発生を通知するときは、任意の様式又は電子メール若しくはファックスにより通知できるものとする。

2 約款第21条第1項及び第2項の通知又は提出に関しては、貸付契約について被保険者と協調して貸付を行う者が存在する場合であって、約款に基づく他の保険契約が締結されている場合にあっては、当該貸付契約に係る被保険者のうち一の者から通知又は提出されたことをもって、当該貸付契約に係る他の被保険者からも通知又は提出されたものとみなす。

(読替)

第28条 平成17年3月31日以前に貿易一般保険約款により締結した貸付契約に係る保険契約については、貿易一般保険運用規程及び貿易一般保険（個別）手続細則を適用せず、本手続細則を適用する。この場合において、本手続細則中、約款の各条項が引用されている部分について、保険契約締結時の貿易一般保険約款のそれぞれ該当する条項に読み替えるものとする。

附 則

この改正は、平成17年10月1日から実施する。

別表1

提出先は、保険契約者が保険契約の申込を行った本店とする。

様式番号	提出書類	提出部数
1	貿易代金貸付保険申込書	1(1)
2	貿易代金貸付保険（変更・訂正）承認申請書	1(1)
3	償還金額・償還期限確定の通知書	1
4 - 1	貿易代金貸付保険保険目的等譲渡承認申請書	1(1)
4 - 2	貿易代金貸付保険保険目的等譲渡終了通知書	1(1)
5 - 1	貿易代金貸付保険質権等設定承諾申請書	1(1)
5 - 2	貿易代金貸付保険質権等設定解除等通知書	1(1)
6	貿易代金貸付保険事情発生通知書	1
7	貿易代金貸付保険危険・損失発生通知書	1(1)
8	貿易代金貸付保険債権登録通知書	1
9	貿易代金貸付保険損失防止軽減費用負担請求書	1(1)
10	貿易代金貸付保険入金通知書	1(1)
11	貿易代金貸付保険保険金受取人指定等通知書	1(1)
12	貿易代金貸付保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1(1)

第28条 平成17年3月31日以前に貿易一般保険約款により締結した貸付契約に係る保険契約については、貿易一般保険運用規程及び貿易一般保険（個別）手続細則を適用せず、本手続細則を適用する。この場合において、本手続細則中、約款の各条項が引用されている部分について、保険契約締結時の貿易一般保険約款のそれぞれ該当する条項に読み替えるものとする。

別表1

提出先は、保険契約者が保険契約の申込を行った本店とする。

様式番号	提出書類	提出部数
1	貿易代金貸付保険申込書	1(1)
2	貿易代金貸付保険（変更・訂正）承認申請書	1(1)
3	償還金額・償還期限確定の通知書	1
4 - 1	貿易代金貸付保険保険目的等譲渡承認申請書	1(1)
4 - 2	貿易代金貸付保険保険目的等譲渡終了通知書	1(1)
5 - 1	貿易代金貸付保険質権等設定承諾申請書	1(1)
5 - 2	貿易代金貸付保険質権等設定解除等通知書	1(1)
6	貿易代金貸付保険事情発生通知書	1
7	貿易代金貸付保険危険・損失発生通知書	1(1)
8	貿易代金貸付保険債権登録通知書	1
9	貿易代金貸付保険損失防止軽減費用負担請求書	1(1)
10	貿易代金貸付保険入金通知書	1(1)
11	貿易代金貸付保険保険金受取人指定等通知書	1(1)
12	貿易代金貸付保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1(1)

13	貿易代金貸付保険保険金請求書	1 (1)	13	貿易代金貸付保険保険金請求書	1 (1)
<u>14</u>	<u>貿易代金貸付保険保険金請求経緯書(保険金請求額が300万円以下の案件)</u> 1 (1)				
<u>15</u>	貿易代金貸付保険時効中断承認申請書	1	<u>14</u>	貿易代金貸付保険時効中断承認申請書	1
<u>16</u>	貿易代金貸付保険損失発生確認申請書	1 (1)	<u>15</u>	貿易代金貸付保険損失発生確認申請書	1 (1)
<u>17</u>	貿易代金貸付保険回収義務終了認定申請書	1 (1)	<u>16</u>	貿易代金貸付保険回収義務終了認定申請書	1 (1)
<u>18</u>	貿易代金貸付保険回収義務履行状況報告書	1 (1)	<u>17</u>	貿易代金貸付保険回収義務履行状況報告書	1 (1)
<u>19</u>	貿易代金貸付保険回収金納付通知書	1 (1)	<u>18</u>	貿易代金貸付保険回収金納付通知書	1 (1)
<u>20</u>	貿易代金貸付保険回収費用負担請求書	1 (1)	<u>19</u>	貿易代金貸付保険回収費用負担請求書	1 (1)
<u>21 - 1</u>	貿易代金貸付保険権利行使等委任状	1 (1)	<u>20 - 1</u>	貿易代金貸付保険権利行使等委任状	1 (1)
<u>21 - 2</u>	貿易代金貸付保険権利行使等委任状(サービサー回収用)	1 (1)	<u>20 - 2</u>	貿易代金貸付保険権利行使等委任状(サービサー回収用)	1 (1)
<u>22</u>	貿易代金貸付保険回収納付金返還請求書	1 (1)	<u>21</u>	貿易代金貸付保険回収納付金返還請求書	1 (1)
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による		
注：提出部数欄の( )内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。			注：提出部数欄の( )内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。		
別表2～4 略			別表2～4 略		